

第1部 序論

1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

日本では、今、少子高齢化の進展とともに、本格的な人口減少社会を迎えてます。

人口の東京一極集中が進み、地方においては、若年層の流出、経済活力の低下、コミュニティの希薄化などの課題が深刻度を増し、移住・定住の促進や地域資源を活かした経済活性化などの「地方創生」の取組が全国各地で行われています。

さらに近年、地球温暖化などの影響により、大規模な自然災害が多発しています。災害から人命を守り、社会・経済の被害を最小限に食い止めるため防災・減災対策の強化が益々重要となっています。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が発生しました。医療だけではなく、人々の暮らしや働き方、学校教育など社会全般に影響を及ぼし、特にグローバル化した経済にとっては世界恐慌以来といわれる停滞をもたらしました。新型コロナウイルスや今後いつ流行するかわからない新型インフルエンザ等の感染症対策のための医療体制の充実や新しい生活様式の定着など、ポストコロナ社会や経済の再構築が重要な課題となっています。

こうした本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、明日に希望を持ち、安全・安心な暮らしを築いていくため、令和4年度（2022年度）を初年度とする「第3次糸魚川市総合計画」を策定し、持続可能なまちづくりの基本指針とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、糸魚川市総合計画条例第4条に基づき、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」です。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画です。

②まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画です。

③市民にとって分かりやすい計画

市民と共にまちづくりを進め、互いに進捗を確認するため、本市の描く将来像を市民と共有する計画です。

(3) 計画推進の基本姿勢

本計画の推進に当たっては、市民や地域、事業者等と行政が協働し、次のような基本姿勢で取り組みます。

①計画内容の十分な周知を図り、市民や地域、事業者等と行政において、まちづくりの目標や役割などを共有し、共通理解を深めるとともに、共に考え、共に行動して、着実な計画の推進を図ります。

②中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、必要に応じて見直しを行うP D C Aサイクルを回すことで、より成果を上げるよう計画の推進を図ります。

(4) 計画の期間と構成

[計画の期間]

本計画は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を目標年度とする7年間の計画とし、5年ごとに改定を行うものとします。

なお、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要に応じて改定するものとします。

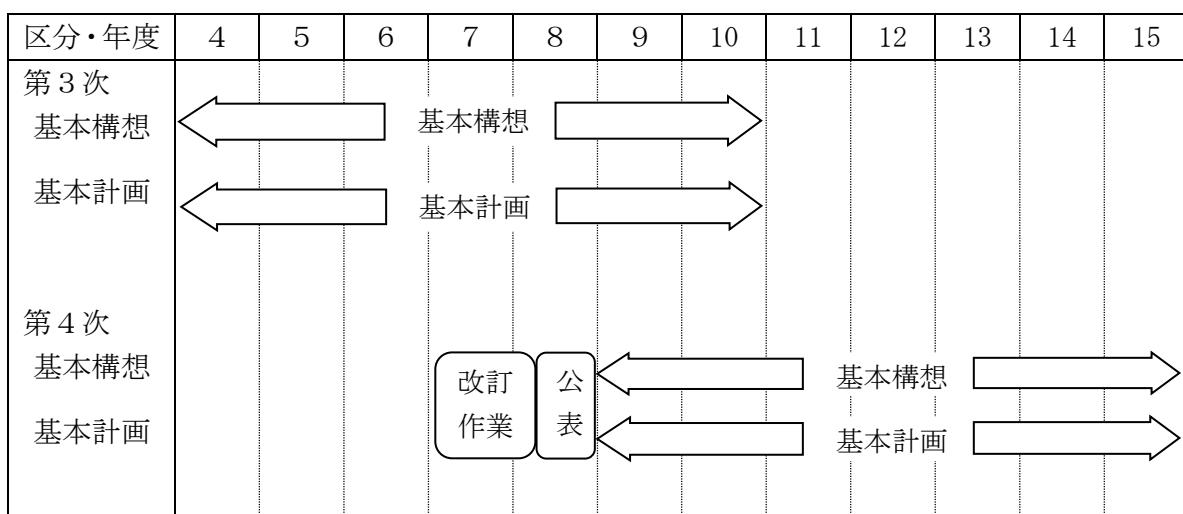
[計画の構成]

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

基本構想 …… まちづくりの基本方向や将来像などの基本目標と、目標を達成するため取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。

基本計画 …… 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものです。

実施計画 …… 基本計画で体系化した個別施策を実現するために実施する事務事業を明らかにしたものです。



2 本市を取り巻く社会経済環境

(1) 急激な人口減少と少子高齢社会の進行

我が国の総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに、出生数の減少や死亡者数の増加を背景に減少局面に入っています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）が平成 30 年（2018 年）に公表した将来推計人口によると、今後、日本の人口は長期にわたり減少が続き、約 20 年後の令和 22 年（2040 年）には、1 億 1,090 万人、約 40 年後の令和 42 年（2060 年）には、9,280 万人と、ピーク時から 3 割近く減少するものと推計されています。

人口に占める高齢者の割合は、平成 27 年（2015 年）の 26.6% から、団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7 年（2025 年）には 30.0%、高齢者人口がピークになるとされる令和 22 年（2040 年）には 35.3% に上昇し、国民の 3 人に 1 人が高齢者となる時代が到来すると予測されています。

一方、生まれてくる子どもの数は年々減少してきており、平成 28 年（2016 年）には年間 100 万人を割込み、令和 2 年（2020 年）に約 84 万人と過去最少を記録しました。

未婚化や晩婚化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による将来不安から更なる出生数の減少につながったものであり、令和 2 年（2020 年）の婚姻数が戦後最少となったことから、今後も出生数の減少は続くものと考えられています。

このような人口減少・少子高齢社会の到来により、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力低下など、深刻な課題が拡大することが懸念されています。

また、全国的に地方から都心部への人口流出が進んでおり、特に地方での人口維持、活力維持が大きな課題となっています。

このような状況から、国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持することを目的として、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置して、「東京一極集中」の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などに政府一体となって取り組むとともに、地方がそれぞれの特徴を活かして持続的な社会を形成する地方創生の取組を支援していくこととしています。

(2) ライフスタイルの多様化、共生社会の推進

近年、人々のライフスタイルや家庭、結婚、就労に対する価値観は多様化し、ニーズも多種多様となっています。

それに伴い、高齢者の孤立や老々介護といった問題、所得格差や 8050 問題など多様な社会問題を生み出しているほか、人と人とのつながりや、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

国では、「一億総活躍社会」として、性別、年齢、障害、疾病の有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりに向けた取組や、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

また、人口減少、少子高齢化が進む状況において、社会の持続的な発展や労働力を確保するためには、女性や高齢者などの活躍が重要となるとともに、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。

あわせて、日本に在住する外国人は、令和2年（2020年）6月末で過去最高の約289万人と年々増加しており、外国人材の受入れを拡大するための改正出入国管理法の施行により、今後、ますます増加していくことが見込まれています。

性別や年齢、国籍、障害があることなどに関わらず、多様な文化、特性、価値観を持つ人々が、共に安心して暮らしていくためには、すべての人がお互いを尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

(3) 安全・安心に向けた取組の推進

近年、集中豪雨や台風の大型化などによる風水害・土砂災害の激甚化や大規模地震の頻発など、自然災害への懸念が増大し、災害への備えが求められています。

また、令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも急速な感染拡大により、社会経済情勢に大きなダメージを与えたほか、危機発生時の体制整備、医療の確保、拡大防止策や被害回復策の想定等、さらなる対策の充実も求められています。

こうした想定できない自然災害や感染症の多発化・甚大化に加え、子どもや高齢者等社会的に弱い立場の方がねらわれる事件やインターネットによる犯罪、高齢ドライバーによる交通事故の割合の増加など、日常生活における安全・安心に対する意識もこれまで以上に高まっています。

国では、いつ起るかわからない自然災害に対して、国民の生命と財産を守るため「国土強靭化基本計画」を策定し、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する取組を推進しています。

また、一人一人の防災や防犯などに対する意識の向上、家庭や地域コミュニティのつながりや共助による安全・安心なまちづくりも強く求められています。

(4) 環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴い、地球温暖化や大気汚染、生態系の破壊などの環境問題への対応は、国境を越え、各国が一体となって対応しなければ解決できない問題として認識され、平成27年（2015年）に「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意された「パリ協定」において、日本では中期目標として、令和12年（2030年）の温室効果ガス排出を平成25年度（2013年度）の水準から26%削減することが定められました。

また、令和2年（2020年）に国では、「2050年カーボンニュートラルを宣言」するとともに、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、脱炭素化をきっかけとした産業構造の抜本的な転換により、排出削減を実現しつつ、次なる大きな成長へとつなげていく取組を推進していくこととしています。

電力部門での再生可能エネルギーの導入による脱炭素化を進めるとともに、電力部門以外では、電化を中心に進めることにより、全ての分野において、技術開発から社会実装、量産投資によるコスト低減につなげ、経済と環境の好循環をつくるとしています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

(5) 大きく変わる教育環境と未来を作る人材の育成

近年の情報通信技術の進展等により、社会の情報化やグローバル化に拍車がかかり、社会情勢が急激に変化しています。また、人口知能の飛躍的な進化に伴う社会構造や雇用環境の変化が今後一層進むと考えられています。

このような将来の変化を予測することが困難な時代にあって、これからの中では、一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるために必要な力を養うことが求められています。

(6) 経済情勢と雇用を取り巻く動向

我が国の経済情勢は、平成24年（2012年）11月を景気の底として緩やかな回復基調が続いていましたが、令和2年（2020年）7月に行われた内閣府の第19回景気動向指数研究会によると、平成30年（2018年）10月を景気の山として、長期にわたる拡張局面が終わり、後退局面に転じたとされています。

また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、今後の先行きは見通しが立たず、長期的な視野で経済動向を注視していく必要があります。

一方、雇用情勢においては、少子高齢化の影響で企業の人手不足が深刻になってきており、令和元年度（2019年度）年次経済財政報告では、幅広い業種で人手不足感が高まり、有効求人倍率は上昇し、完全失業率も低下しています。

今後、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれており、仮に技術進歩などにより生産性が向上したとしても、経済成長率の低下が懸念されています。

このような中、先端技術を活用した労働生産性の向上、女性や高齢者の労働参加の促進、非正規雇用者の賃金増加や正規雇用への転換の促進、ワーク・ライフ・バランスの見直し等、各方面からの労働環境の整備が求められています。

(7) 高度情報化社会の進展と Society5.0への対応

ICTの発達により、様々な経済活動等をデータ化し、こうしたビッグデータを、インターネット等を通じて集約した上で分析・活用することにより、新たな経済価値が生まれています。また、AIにビッグデータを与えることにより、単なる情報解析だけではなく、複雑な判断を伴う労働やサービスを機械により提供が可能となるとともに、様々な社会問題等の解決に資することが期待されています。

こうした第4次産業革命の新たな技術革新によって、我が国全体において、経済活動や雇用環境などを含めた地域社会のあり方が大きく変化しています。

そのような中、国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として、「Society5.0」の実現を目指しています。

これまでの情報社会（Society4.0）では、知識や情報の共有・連携が不十分であり、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担となるなどの課題がありました。Society5.0の実現により、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことが期待されています。

また、人口減少社会において、AIやIoTなどを活用し、農業、ものづくり、医療・介護、交通など、あらゆる産業・生活分野において、イノベーションによる新たな価値の創出を図るとともに、社会的な課題の解決を図る必要があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う「新たな日常」の実現

世界各国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染が拡大し、社会経済活動に大きな影響を与えています。

こうした中、感染拡大の防止対策を講じつつ、経済活動を維持するため、日々の生活スタイルの変容や働き方の変革などが進められています。テレワークやキャッシュレス化、行政手続き・サービスのオンライン化などの環境整備が広がりを見せており、「新たな日常」に対応した社会の実現が求められています。

(9) 国・地方自治体を通じた厳しい財政状況

国及び地方の財政は、大変厳しい状況が続いています。国の歳出は、社会保障費の増大により、一貫して伸び続ける一方、歳入の主要部分を占める税収は、バブル経済が崩壊した平成2年度（1990年度）を境に伸び悩み、財源不足を補うための国債発行額は年々増加しています。

そのような中、令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症への対応により、歳出が大きく拡大し、国債発行額も伸びたため、債務残高がGDPの250%以上と、主要先進国の中で最も高い水準となっています。

今後、人口減少と少子高齢化が更に進むことが予測されることから、歳入の増加が見込まれない中、社会保障費の増大による歳出の増加に対応する必要があり、税と社会保障の一体的な制度改革の検討が必要です。

このほか、我が国においては、高度経済成長期に集中整備した道路や橋りょうなどの公共施設が数多く存在し、老朽化が進行していることから、維持修繕・更新費用の増大と集中が見込まれています。

また、地方においては、人口減少と少子高齢化に伴い、施設に求められる機能やニーズの変化が見込まれています。今ある施設を現状のまま維持していくことは、極めて困難なことから、今後、施設の機能や規模の見直し等により、効率的な施設の活用の検討が必要です。

(10) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする、国際社会全体の開発目標（Sustainable Development Goals）です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においても、平成28年（2016年）にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、今後日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定、令和元年（2019年）にはSDGs推進のための具体的施策を取りまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

また、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改定版」においても、地方創生をより一層推進するため、地方公共団体についてもSDGs達成に向けた積極的な取組が不可欠であるとされています。

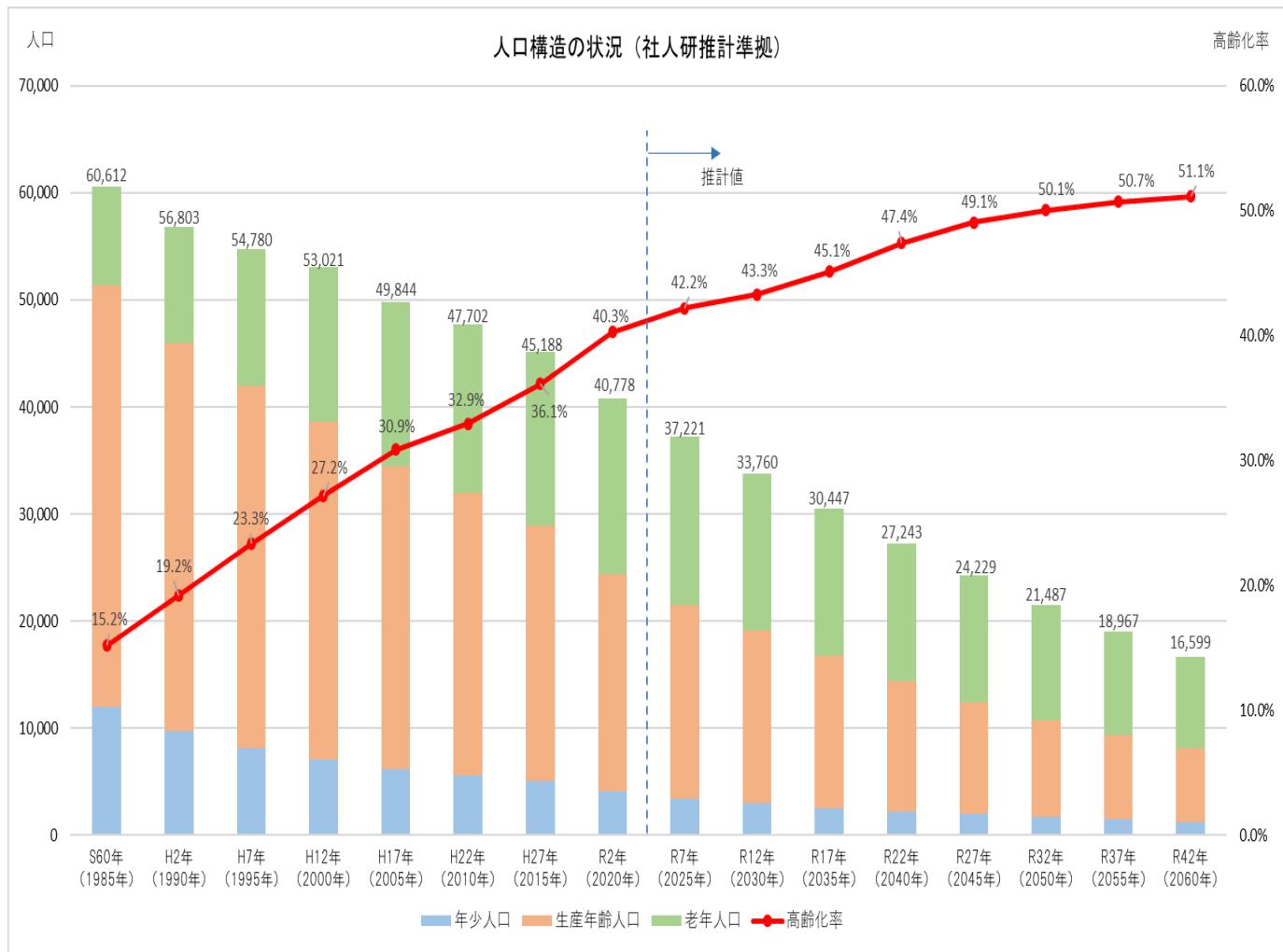
3 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移と将来推計

平成 17 年（2005 年）の市町合併時の人口は、約 50,000 人でしたが、令和 2 年（2020 年）国勢調査の速報値では、40,778 人と、合併後 15 年間で約 9,000 人、率にして約 18% 減少しています。

この国勢調査の速報値を基に、社人研の人口推計^{※1}に準拠して将来人口を推計すると、20 年後の令和 22 年（2040 年）には 27,243 人、40 年後の令和 42 年（2060 年）には、16,599 人まで減少すると予測されています。

また、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和 2 年 10 月 1 日時点で 40.5% と、全国平均の 28.7%、県平均の 33.0% を大きく上回っており、今後更に上昇することが見込まれています。



資料：国勢調査（R7以降は社人研推計方法に基づく値）

なお、R2 の高齢化率や年齢区分による人口構成は、国勢調査の速報値に基づき推計したものです。

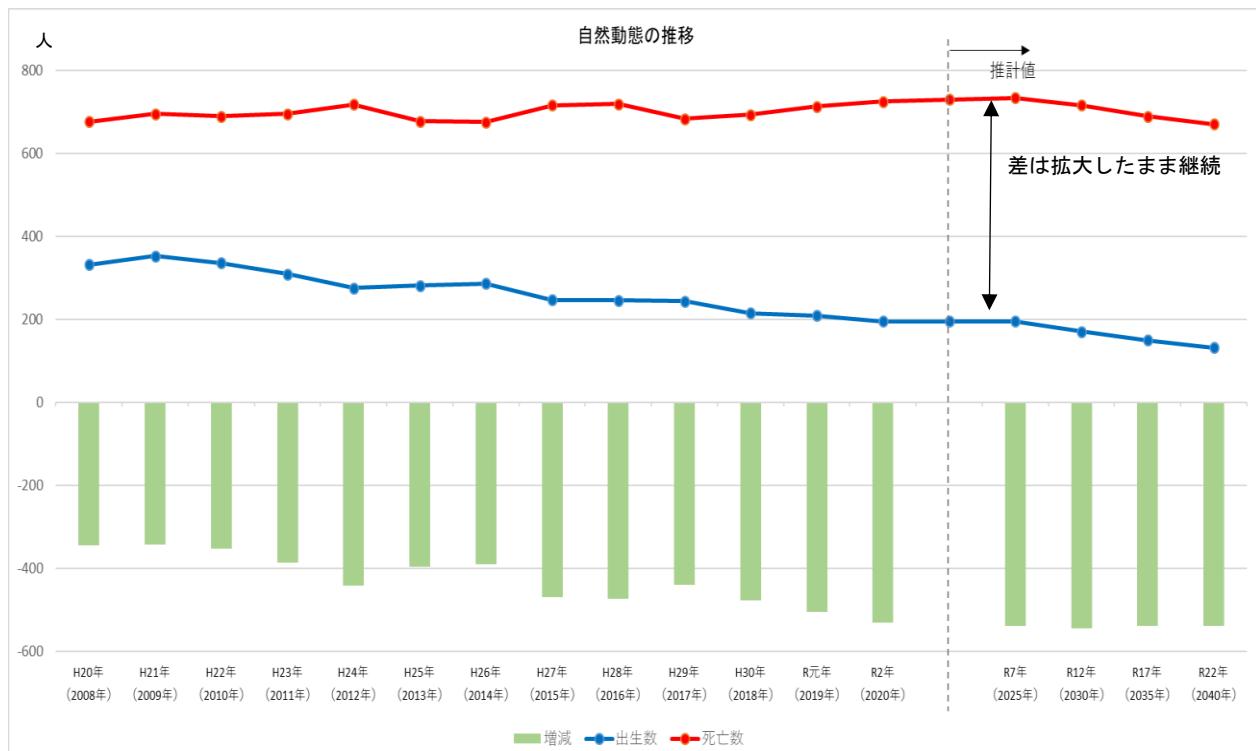
※1 平成 30 年（2018 年）3 月公表「日本の地域別将来推計人口」

(2) 人口動態の状況

① 自然動態

人口の自然動態は、平成元年（1989年）に死亡数が出生数を上回り、減少傾向に転じて以降、出生数の減少により、減少幅が年々大きくなってきています。

高齢化率の上昇や少子化により、自然動態は、今後も大幅な減少傾向が続くと見込まれています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年10月1日）
(R7以降は社人研推計方法に基づく値)

【実績】

	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
出生数	332	353	336	309	276	281	286	247	246	244	215	209	195
死亡数	676	695	689	695	718	677	675	716	719	683	693	713	725
増減	▲ 344	▲ 342	▲ 353	▲ 386	▲ 442	▲ 396	▲ 389	▲ 469	▲ 473	▲ 439	▲ 478	▲ 504	▲ 530

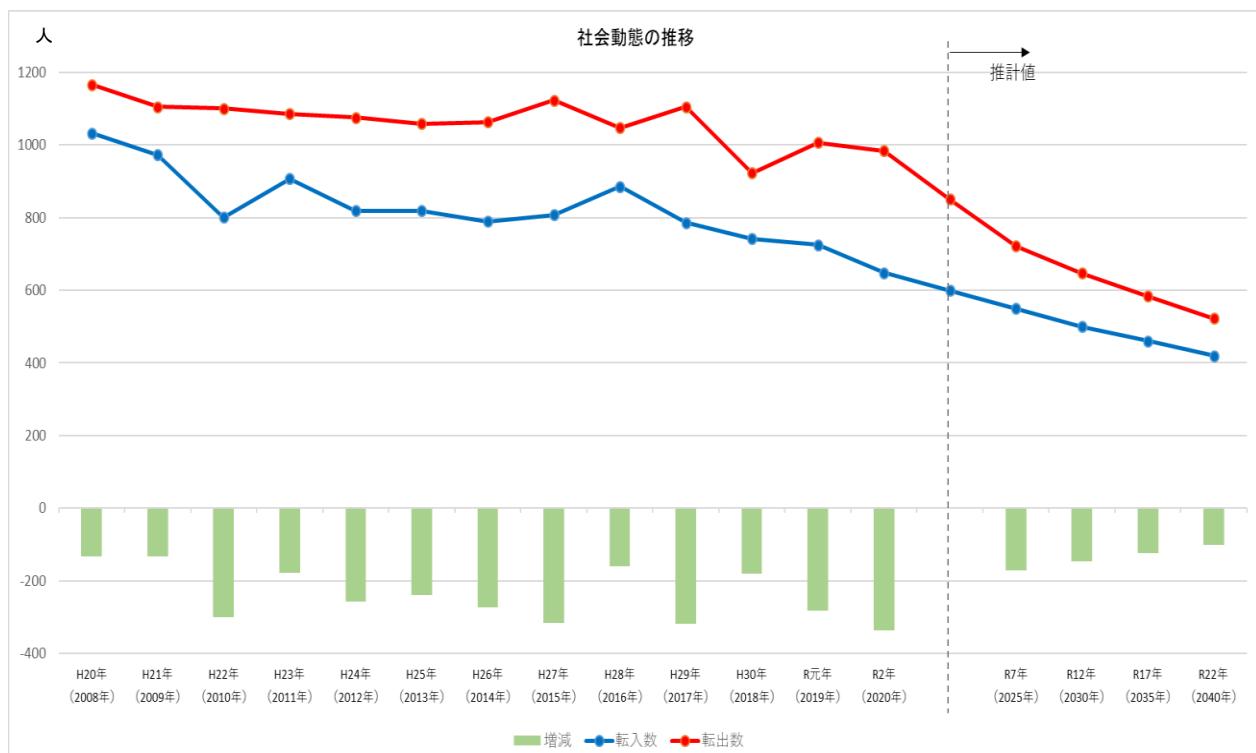
【推計】

	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)
出生数	195	171	150	132
死亡数	734	716	689	670
増減	▲ 539	▲ 545	▲ 539	▲ 538

② 社会動態

人口の社会動態は、人口減少に伴って、転入者及び転出者とも減少傾向ですが、転出が転入を上回る社会減が続いています。

今後、若年人口の減少により、転入・転出者数とも減少することが見込まれることから、減少幅は徐々に縮小していくと推計されています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年 10月 1日）
(R 7以降は社人研推計方法に基づく値)

【実績】

	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
転入数	1,033	973	801	907	819	819	790	807	886	786	742	725	648
転出数	1,166	1,105	1,101	1,086	1,076	1,059	1,063	1,123	1,047	1,105	923	1,007	984
増減	▲ 133	▲ 132	▲ 300	▲ 179	▲ 257	▲ 240	▲ 273	▲ 316	▲ 161	▲ 319	▲ 181	▲ 282	▲ 336

【推計】

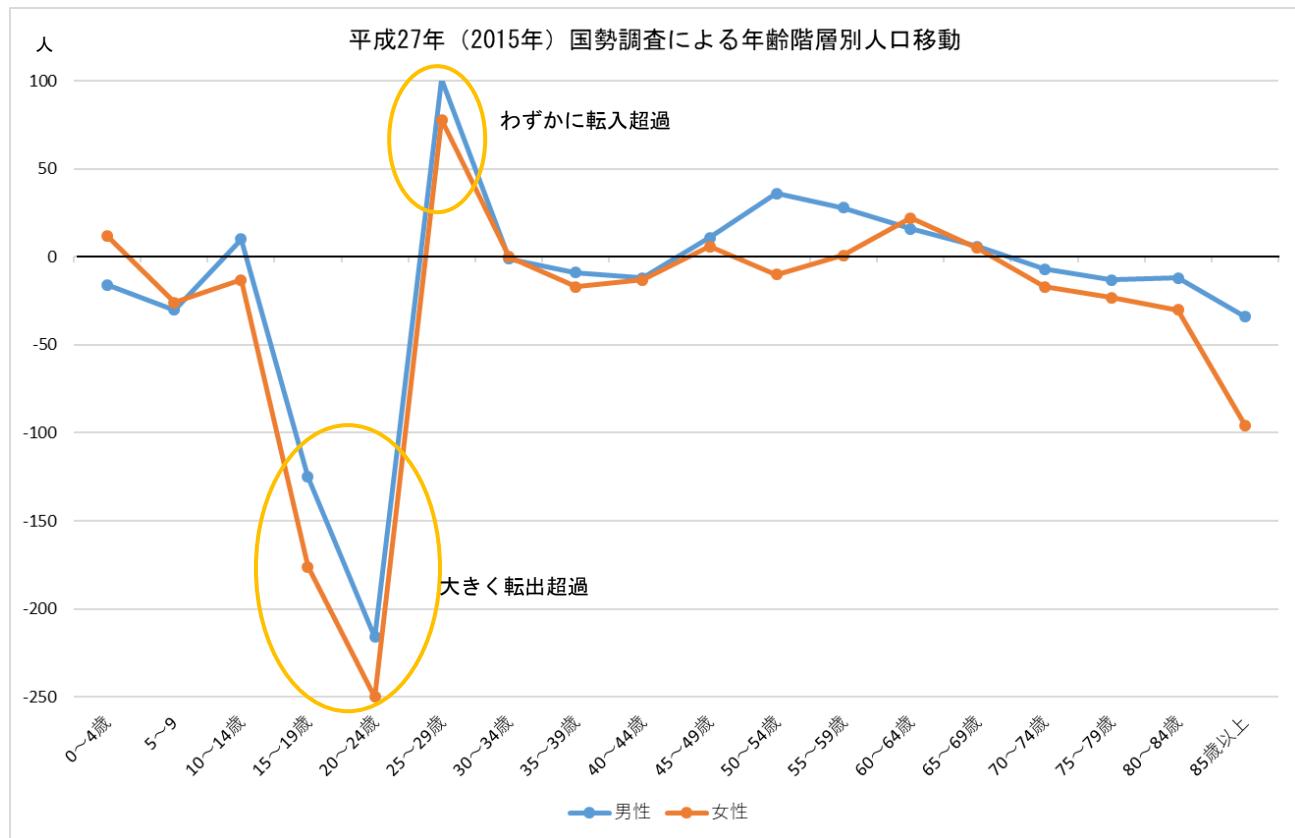
	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)
転入数	550	500	460	420
転出数	722	647	584	522
増減	▲ 172	▲ 147	▲ 124	▲ 102

③ 年齢階層別人口移動

本市の社会動態の年齢階層別の構造では、男女とも 15~24 歳になる時に転出超過が最も多くなり、その後、25~29 歳になる時に転入超過となる傾向がありますが、転出超過数が転入超過数を大きく上回っています。

20 代前半までの転出超過者数に対して、20 代後半での転入超過者数が、女性では約 2 割と若年層での人口の流出傾向が顕著です。

また、全年齢を通じて、女性の方が男性よりも転出超過等による減少幅が大きい傾向があります。

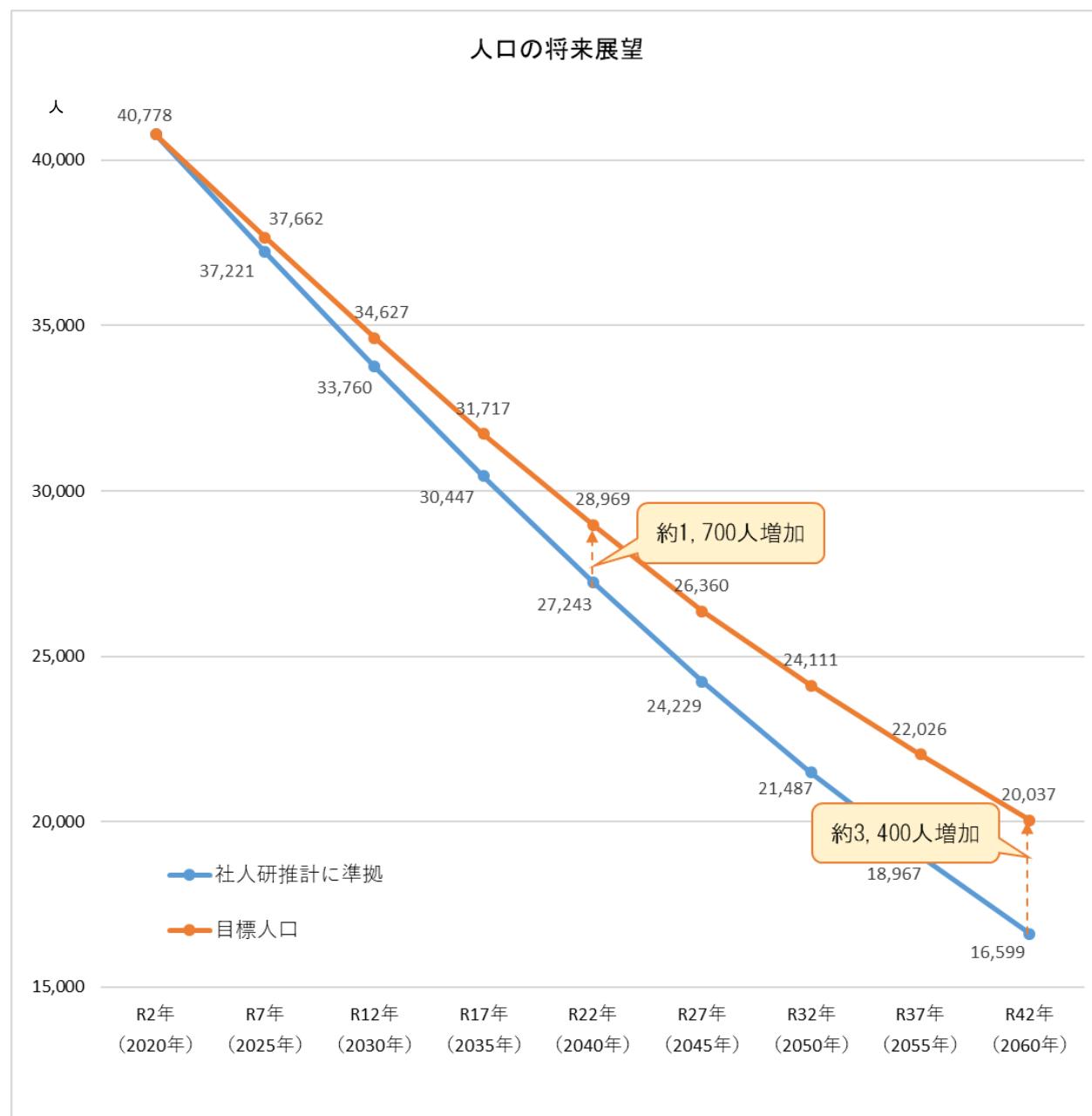


	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	
男性	転入	34	36	33	75	122	229	147	126	99	91	97	84	69	45	14	5	6	
男性	転出	50	66	23	200	338	128	148	135	111	80	61	56	53	39	21	18	41	
男性	増減	▲ 16	▲ 30	10	▲ 125	▲ 216	101	▲ 1	▲ 9	▲ 12	11	36	28	16	6	▲ 7	▲ 13	▲ 12	▲ 34
女性	転入	48	47	28	13	70	181	169	105	68	50	31	27	43	38	11	8	3	24
女性	転出	36	73	41	189	320	103	169	122	81	44	41	26	21	33	28	31	33	120
女性	増減	12	▲ 26	▲ 13	▲ 176	▲ 250	78	0	▲ 17	▲ 13	6	▲ 10	1	22	5	▲ 17	▲ 23	▲ 30	▲ 96
合計	転入	82	83	61	88	192	410	316	231	167	141	128	111	112	83	25	13	9	31
合計	転出	86	139	64	389	658	231	317	257	192	124	102	82	74	72	49	49	51	161
合計	増減	▲ 4	▲ 56	▲ 3	▲ 301	▲ 466	179	▲ 1	▲ 26	▲ 25	17	26	29	38	11	▲ 24	▲ 36	▲ 42	▲ 130

(3) 人口の将来展望

出生数を死亡数が上回る自然減や若年層の流出などによる社会減により、人口の減少傾向は今後も続くものと予測されています。

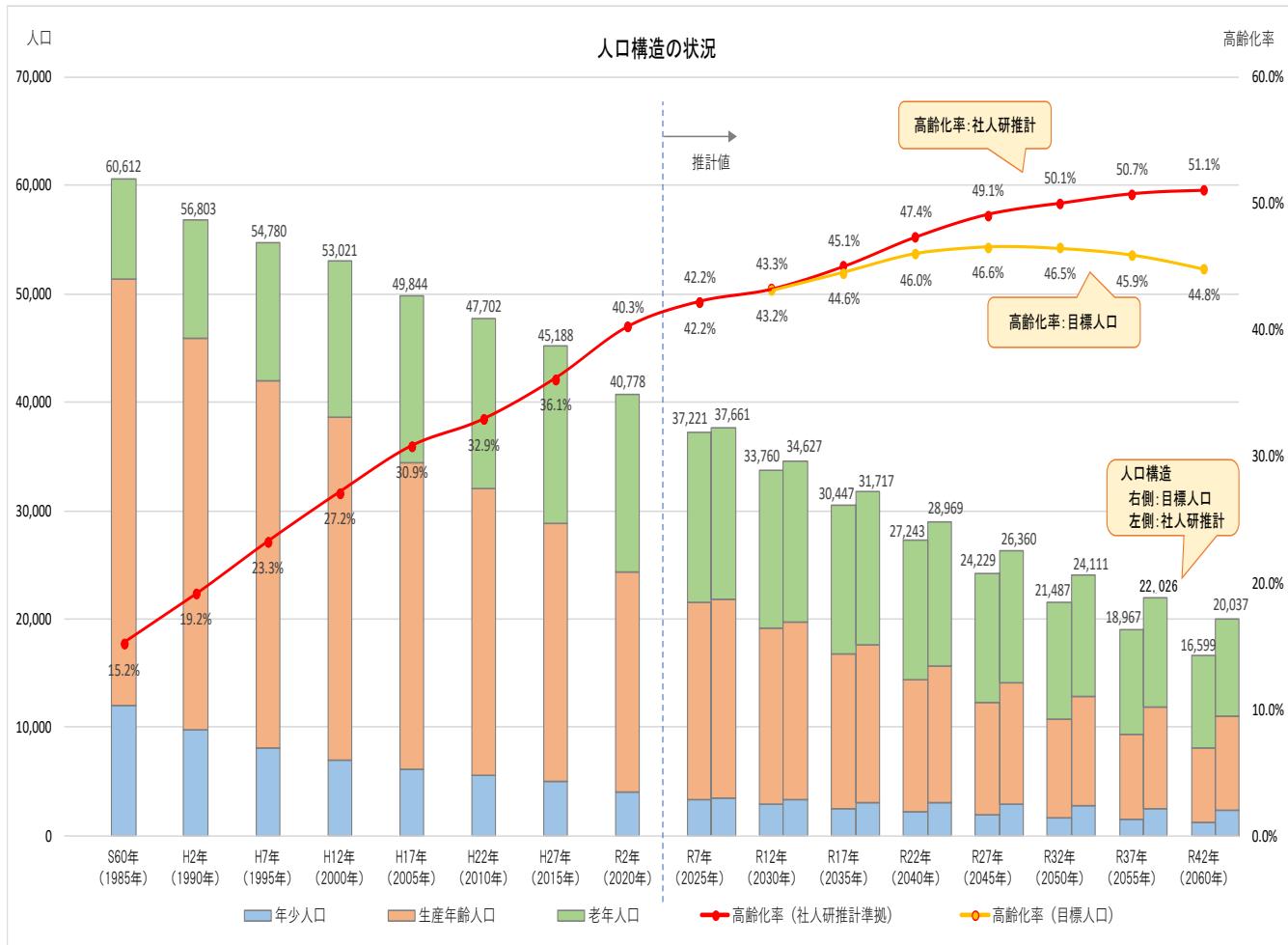
本市が将来にわたり持続可能なまちを築くため、「合計特殊出生率の改善」、「若者の転出超過数の減少」、「高齢者の健康寿命の延伸」等の取組を進めることで、人口減少の速度を緩やかにするとともに、年齢構成のバランスが取れた人口構造への転換を図ることで、以下のとおり目標人口の達成を目指します。



	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)	R37年 (2055年)	R42年 (2060年)
目標人口	40,778	37,662	34,627	31,717	28,969	26,360	24,111	22,026	20,037
社人研推計に準拠	40,778	37,221	33,760	30,447	27,243	24,229	21,487	18,967	16,599

(4) 人口の将来展望による人口構造の状況

目標人口を達成することで、高齢化率の上昇を抑制し、年少人口・生産年齢人口の増加による、人口の年齢構造の改善が見込まれます。



資料：国勢調査（R7以降は社人研推計方法に基づく値）

	目標人口															
	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)	R37年 (2055年)	R42年 (2060年)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	5,044	4,074	3,529	3,270	3,111	2,995	2,861	2,705	2,479	2,285
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,396	23,819	20,275	18,229	16,413	14,470	12,643	11,219	10,189	9,428	8,769
老人人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,715	16,325	16,429	15,904	14,944	14,136	13,331	12,280	11,217	10,119	8,983
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	45,188	40,778	37,661	34,627	31,717	28,969	26,360	24,111	22,026	20,037
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	36.1%	40.3%	42.2%	43.3%	45.1%	47.4%	49.1%	50.7%	51.1%	44.8%

	社人研推計準拠							
	年少人口	生産年齢人口	老人人口	総人口	高齢化率	年少人口	生産年齢人口	老人人口
年少人口	3,379	2,921	2,518	2,211	1,935	1,680	1,438	1,224
生産年齢人口	18,134	16,223	14,187	12,112	10,408	9,052	7,907	6,886
老人人口	15,708	14,616	13,742	12,920	11,886	10,755	9,622	8,489
総人口	37,221	33,760	30,447	27,243	24,229	21,487	18,967	16,599
高齢化率	42.2%	43.3%	45.1%	47.4%	49.1%	50.1%	50.7%	51.1%

なお、本市の将来人口の見通しとして、平成27年（2015年）10月に策定し、平成30年（2018年）11月に改訂した「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来人口目標について、令和2年（2020年）実施の国勢調査の速報値が公表されたことから、上記のとおり改訂します。

4 土地利用

本市は、746.24 km²と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林や原野などであり、総面積の94.6%を占めています。

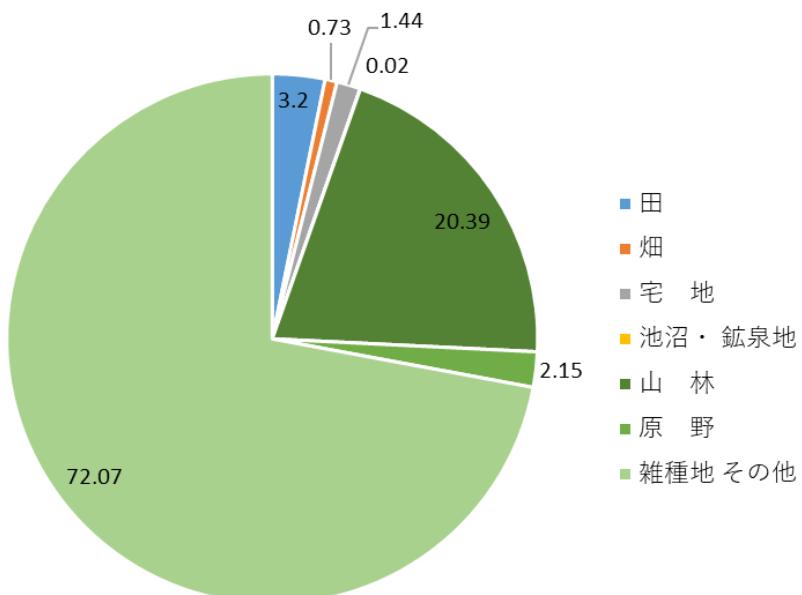
土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤となるものです。土地利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

<土地利用別面積 (R3.1.1 現在) > (単位 : km²・%)

区分	田	畠	宅地	池沼・ 鉱泉地	山林	原野	雑種地 その他	計
面積	23.86	5.48	10.71	0.14	152.15	16.07	537.83	746.24
割合	3.20	0.73	1.44	0.02	20.39	2.15	72.07	100.00

資料：令和3年度固定資産税概要調書



<土地利用の指定状況 (R3.4.1 現在) >

指定区分	面積	指定年月日	備考
糸魚川市都市計画区域	9,529ha	H19.10.30	内用途地域 1,049ha

指定区分	地域	面積	指定年月日	備考
農業振興地域	能生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域 1,800ha
	糸魚川	21,160ha	S46.10.4	内農用地区域 2,244ha
	青海	1,588ha	S48.7.18	内農用地区域 107ha

資料：都市政策課・農林水産課